

告示

埼玉県告示第七百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO富士見針ヶ谷店

埼玉県富士見市大字針ヶ谷四百六十一―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

ア 工事中においては、工事関係車両が新座市内を通行することが予想されますので、児童及び生徒の登下校時には、交通事故等が生じないように万全を期してください。

イ 当該店舗営業開始後も、店舗従業員、荷さばき車両及び利用者等が新座市内を通行すること、並びに児童及び生徒が店舗を利用することが想定されるため、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないように万全を期してください。

二 縦覧期間

令和五年六月三十日から令和五年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター